

業務記述書

会社名	サンプル暗号資産交換株式会社	決算期	第3期（2026年3月期）
プロセス名	取引執行プロセス（現物： 販売所・取引所）	プロセス No.	P203-01
勘定科目	手数料収入、スプレッド収益、暗号資産売買損益、預り暗号資産、利用者区分管理金銭、利用者暗号資産	プロセスオーナー	トレーディング部長
マネジメント・ユニット	本社	作成者／作成日	内部統制 PJ／2025-05-15
レビュー者	内部統制 PJ リーダー	承認者／承認日	内部統制統括責任者／ 2025-06-02

注文受付・レート/スプレッド提示（販売所スプレッド／取引所板）（勘定科目：手数料収入、スプレッド収益、暗号資産売買損益、預り暗号資産、利用者区分管理金銭／所管：トレーディング部・取引管理課（プライシング担当） 兼 システム部）

【業務の流れ】

- 顧客がアプリ/APIから販売所(成行)または取引所(指値/成行)の注文を入力し、取引システムが注文を受信する。
- 取引システムが顧客管理システム(KYC)の口座状態・制裁/反社結果・取引制限と、利用者預り台帳の売付可能数量・買付余力を自動照会し受付可否を判定する（C3）。 ◀ 統制 A-C3（S2）
- 口座状態・残高・適合性のいずれかが不充足か判定する。
- 注文種別が販売所(OTC・対当社)か取引所(板・顧客間/対当社)かを振り分ける。
- プライシングエンジンが時価情報サービス(外部)の参照市場レートと流動性プロバイダ気配を取得する。
- 承認済み料率マスタの基準スプレッド幅を適用してレートを算定し、参照ソース乖離・承認レンジ逸脱・ソース断絶を自動判定する（C1）。 ◀ 統制 A-C1（S7）
- 算定レートが承認レンジ内かつ参照ソースが正常かを判定する。
- 取引所注文について、承認済み料率マスタ・銘柄マスタ（手数料率・最小単位・呼値刻み）を参照する（C2が維持）。 ◀ 統制 A-C2（S10）
- 適用料率の改定が必要かを判定する。
- 起票担当の申請に対し料率責任者が改定理由・有効期日を確認し電子承認、システム部が反映後に一致検証する（C2）。 ◀ 統制 A-C2（S12）
- 受付確定した注文・提示レート・適用料率を約定エンジンへ引き渡し、サブプロセス2(約定・マッチング)へ連携する。

14. 注文受付・プライシング工程を完了する。

【例外処理】

4. 受付要件未充足のため注文を自動拒否し、エラー理由を顧客へ返却。拒否ログを記録しコンプライアンス課の日次レビュー対象とする（C3・例外フロー）。 ◀ 統制 A-C3（S4）

9. システムがレート提示を自動停止しアラート発報。プライシング担当が原因を究明し復旧・承認まで提示再開しない（C1・例外フロー）。 ◀ 統制 A-C1（S9）

【規程・マニュアル】

- ・取引受付規程 第3条
- ・犯罪収益移転防止法第4条
- ・プライシング規程 第3条
- ・最良執行方針 第4条
- ・料率マスタ運用手順書 SOP-TRD-003
- ・プライシング規程 第5条
- ・最良執行方針 第4条、プライシング規程 第3条（スプレッド承認レンジ）、最良執行義務（金融商品取引法移管見込・自主規制規則）
- ・プライシング規程 第5条、料率マスタ運用手順書 SOP-TRD-003
- ・取引受付規程 第3条、適合性原則（自主規制規則）、犯罪収益移転防止法第4条（取引時確認）

【コントロール】

統制 No (ID)	統制目標／統制内容	頻度／実施形態／種類	KC	職務分掌(SoD)・根拠規程	証憑
A-C1 CX-CTRL-043	【目標】顧客へ提示・約定するレート・スプレッドが市場実勢に基づき承認レンジ内であることを担保し、スプレッド収益・売買損益が適正な金額で計上されること（V・E） 取引システム(プライシングエンジン)は、販売所レートを生成する都度、複数の	都度／自動(ITAC)／IT・防 止的	★	スプレッド幅・承認レンジを設定するマスタ変更権限（システム部+プライシング責任者の二者承認）と、レート提示ログをレビューするモニタリング担当（取引管理課長）を分離。プライシング担当個人は本番マスタを単独変更できない。 根拠：最良執行方針 第4条、プライシング規程 第3条（スプ	レート提示ログ、参照市場レート差異モニタリングレポート、クォート抑止アラート記録、承認レンジ設定変更承認記録（保管10年）

	外部参照ソース（時価情報サービス(外部)の参照市場レートおよび接続する流動性プロバイダの気配）を取得し、料率マスタ管理システムで承認済みの基準スプレッド幅・上限レンジを適用してレートを自動算定する。参照ソース間の乖離が許容閾値（例 0.5%）を超える、いずれかのソースが取得遅延・断絶した、または算定レートが承認レンジ外となる場合は、システムが自動でレート提示を停止（クォート抑止）し、トレーディング部・取引管理課のプライシング担当へアラートを発する。担当は原因（ソース断・異常値・マスタ誤り）を究明し、復旧・承認されるまで当該銘柄の提示を再開しない。日次でレート提示ログと参照市場レートの差異モニタリングレポートを取引管理課長がレビューし、			レッド承認レンジ）、最良執行義務（金融商品取引法移管見込・自主規制規則）	
--	--	--	--	---	--

	承認レンジ逸脱の有無を確認・記録する。				
A-C2 CX-CTRL-044	【目標】顧客へ適用される手数料率・取引条件が承認された料率体系と一致し、手数料収入が正しい金額で計上されること (V・E) 手数料率(メーカー／メーカー)・最小取引単位・呼値刻み・基準スプレッド幅を定める料率マスタおよび銘柄マスタの新規登録・改定は、起票担当(取引管理課)が料率マスタ管理システムで申請し、トレーディング部長(料率責任者)が改定理由・適用銘柄・有効開始日を確認のうえ電子承認する。承認後、システム部が本番反映を行い、反映後に起票担当が承認内容と本番値の一致・有効期日を検証して二重承認の証跡を残す。承認されていないマスタは本番に反	都度／IT 依存手動／承認・防止的		料率マスタの起票(取引管理課)と承認(トレーディング部長)と本番反映(システム部)を三者分離。起票者は自己申請を承認できない。 根拠：プライシング規程 第5条、料率マスタ運用手順書 SOP-TRD-003	料率改定申請・承認記録、マスタ変更版管理ログ、本番反映後の一致検証記録(保管 10 年)

	映されず、変更はすべて版管理・監査ログに記録される。				
A-C3 CX-CTRL-045	【目標】受付要件を満たさない注文を入口で遮断し、受渡不能・分別管理不足・制裁該当取引の発生を防止（E・C） 取引システムは、注文受付の都度、顧客管理システム(KYC)から取得した口座状態（KYC完了・取引時確認有効・制裁/反社スクリーニング結果・取引制限フラグ）と、利用者預り台帳システムの売付可能数量（預り暗号資産）・区分管理金銭の買付余力を自動照会し、いずれかが不充足の場合は当該注文を自動的に受付拒否しエラー理由を表示する。適合性区分（取扱可能銘柄・レバレッジ可否）に反する注文も拒否する。受付・拒否の結果はすべてログに記録され、拒否件数・理由は日次でコ	都度／自動(ITAC)／停止・防止的		受付チェックロジックの設定権限（システム部）と、拒否結果をモニタリングするコンプライアンス課を分離。 根拠：取引受付規程 第3条、適合性原則（自主規制規則）、犯罪収益移転防止法第4条（取引時確認）	注文受付・拒否ログ、残高・与信照会ログ、拒否理由レビュー記録（保管10年）

	ンプライアンス課がレビューする。				
--	------------------	--	--	--	--

約定・マッチング・最良執行（勘定科目：暗号資産売買損益、スプレッド収益、手数料収入、預り暗号資産、利用者区分管理金銭／所管：トレーディング部・取引執行課 兼 システム部）

【業務の流れ】

1020. サブプロセス 1 から引き渡された受付済み注文・提示レートを約定エンジンが受領し、約定処理を開始する。

1021. 販売所(対当社 OTC 約定)か取引所(板マッチング)かを判定する。

1022. マッチングエンジンが価格優先・時間優先原則で注文板を突合し約定を成立させる。

1023. 販売所注文を提示レートで当社が相手方として約定し、スプレッドを収益認識対象として記録する。

1024. 約定記録を一意採番で生成し、約定キュー件数と確定件数を自動照合。不整合は保留としアラート（C3）。 ◀ 統制 B-C3（S1024）

1025. 部分約定・二重約定・取消不整合の有無を判定する。

1027. 最良執行モニタリングシステムで約定価格と参照市場レートを突合し、許容スリッページ・価格/時間優先逸脱を検証（C1）。 ◀ 統制 B-C1（S1027）

1028. 閾値超過の不利約定・約定順序逆転があるか判定する。

1030. 整合・最良執行検証済みの確定約定を、サブプロセス 3(分離・売買審査)およびサブプロセス 4(照合・残高/収益連携)へ引き渡す。

1031. 約定・マッチング・最良執行工程を完了する。

【例外処理】

1026. 保留約定を調査。障害時の手動介入が必要な場合は起票し執行課長が事前承認、後にコンプライアンス課がレビュー（C2・例外フロー）。 ◀ 統制 B-C2（S1026）

1029. 逸脱約定の原因を調査し、顧客不利益分の約定価格は正・補填を判断・実行、最良執行委員会へ報告（C1・例外フロー）。 ◀ 統制 B-C1（S1029）

【規程・マニュアル】

- ・ 約定管理規程 第 5 条
- ・ 最良執行方針 第 6 条
- ・ 約定管理規程 第 9 条
- ・ 最良執行方針 第 7 条
- ・ 最良執行方針 第 6 条・第 7 条、最良執行義務（金融商品取引法移管見込）、自主規制規則
- ・ 約定管理規程 第 9 条（手動介入手続）、内部管理態勢に関する規程

・ 約定管理規程 第5条、システム運用手順書 SOP-TRD-010

【コントロール】

統制 No (ID)	統制目標／統制内容	頻度／実施形態／種類	KC	職務分掌(SoD)・根拠規程	証憑
B-C1 CX-CTRL-046	【目標】顧客注文が最良執行価格・価格優先/時間優先原則に従い約定していることを検証し、不利約定を発見・是正（V・E） 取引執行課は、最良執行モニタリングシステムを用いて、毎営業日、全約定（販売所・取引所）について、約定価格と同時刻の参照市場レート・板気配を突合し、最良執行方針に定める許容スリッページ・価格優先/時間優先原則からの逸脱がないかを自動検証する。閾値を超える逸脱約定・約定順序の前後逆転が検出された場合は、取引執行課長が個別に原因（システム遅延・手動介入・板の薄さ）を調査し、顧客に不利益が生じている場合は約	日次／IT 依存手動／分析・発見的		約定エンジンの運用権限（システム部）と最良執行モニタリング・是正判断（取引執行課長）を分離。モニタリング対象データは運用担当が改変できない。 根拠：最良執行方針 第6条・第7条、最良執行義務（金融商品取引法移管見込）、自主規制規則	最良執行検証レポート、逸脱約定調査記録、約定価格是正・補填記録、最良執行委員会報告資料（保管10年）

	定価格の是正・補填を判断・実行する。月次で最良執行の結果評価レポートを取締役会(または最良執行委員会)へ報告する。				
B-C2 CX-CTRL-047	【目標】約定への手動介入を事前承認・独立レビュー下に置き、フロントランニング・約定付替え等の不正操作を防止・発見（V・E・PD） 約定エンジンに対する手動介入（約定価格・順序・時刻の上書き、約定取消・再約定）は、システム障害等の例外時に限り、取引執行課の起票担当が介入理由・対象約定を記録のうえ申請し、取引執行課長（起票担当と別人）が事前承認した場合のみ実行できる。緊急で事後承認となる場合も、翌営業日までに介入ログとともにコンプライアンス課がレビューし、正当性・最良執行への影響	都度／IT 依存手動／承認・防止的		手動介入の起票（執行担当）・事前承認（執行課長）・事後レビュー（コンプライアンス課）を三者分離。介入権限をもつ運用担当は自己承認不可。 根拠：約定管理規程 第9条（手動介入手続）、内部管理態勢に関する規程	手動介入申請・承認記録、介入操作ログ(前後値)、コンプライアンス課レビュー記録（保管 10 年）

	を検証する。全 手動介入は操作 者 ID・時刻・前 後値とともに改 ざん不可ログに 記録される。				
B-C3 CX-CTRL-048	【目標】約定記 録が漏れなく重 複なく一意に生 成され、後続連 携の母集団の網 羅性・実在性を 確保（C・E） 取引システムは 約定成立の都 度、約定記録 （約定 ID・数 量・価格・手数 料・スプレッ ド・約定時刻・ 顧客 ID・銘柄・ 売買方向）を一 意採番で生成 し、約定キュー 件数と約定確定 件数のリアルタ イム自動照合を 行う。部分約 定・二重約定・ 取消不整合が検 出された場合は システムが当該 約定を保留(サス ペンス)としア ラートを発し、 取引執行課が整 合を確認・確定 するまで残高・ 収益連携に流さ ない。テスト環 境データの混入 は環境フラグで 遮断する。	都度／自動 (ITAC)／照合・ 防止的	★	約定生成ロジッ クの設定（シス テム部）と保留 約定の確定承認 （取引執行課） を分離。 根拠：約定管理 規程 第5条、シ ステム運用手順 書 SOP-TRD-010	約定記録ログ、 約定件数リアル タイム照合ロ グ、保留約定ア ラート・確定記 録（保管 10 年）

自己勘定取引と顧客注文の分離・売買審査（勘定科目：暗号資産売買損益、利用者
暗号資産、預り暗号資産、スプレッド収益／所管：トレーディング部・自己勘定取
引課／審査・コンプライアンス課（売買審査））

【業務の流れ】

2040. 毎営業日、確定約定（自己勘定・顧客）が出揃った時点で分離検証・売買審査バッチが起動する。

2041. 自己勘定管理システムの自己建玉・約定と取引システムの顧客約定を口座区分付きで取り込む。

2042. 自己勘定建玉・約定と顧客約定を突合し、相対付替え・先回り発注・情報遮断逸脱の有無をレビューし承認（C1）。 ◀ 統制 C-C1（S2042）

2043. 自己勘定と顧客間の付替え・先回りの疑義があるか判定する。

2045. 取引監視機能が仮装・馴合売買・見せ玉・先回り等の検知ルールでアラートを生成する。

2046. 売買審査担当が当日アラートを漏れなく消込し、正常/疑義を判定・記録する（C2）。 ◀ 統制 C-C2（S2046）

2047. 相場操縦・不公正取引・疑わしい取引に該当するか判定する。

2049. 約定後の自己/利用者銘柄別数量の分別管理連携の正確性を確認し、詳細突合は P201 正本に依拠（C3）。

2050. 自己勘定分離検証・売買審査工程を完了し、結果を記録する。

【例外処理】

2044. 分離逸脱・付替え疑義を審査・コンプライアンス課へエスカレーションし調査、必要に応じ約定是正・懲戒・届出を判断（C1・例外フロー）。 ◀ 統制 C-C1（S2044）

2048. 疑わしい取引を P208(取引モニタリング・疑わしい取引の届出)へ連携し、届出要否を検討（C2・例外フロー）。 ◀ 統制 C-C2（S2048）

【規程・マニュアル】

- ・ 自己勘定取引管理規程 第3条
- ・ 自己勘定取引管理規程 第4条
- ・ 売買審査規程 第4条
- ・ 犯罪収益移転防止法第8条
- ・ 資金決済法第63条の11
- ・ 自己勘定取引管理規程 第3条・第4条（情報遮断）、最良執行方針、内部管理態勢規程
- ・ 売買審査規程 第4条、自主規制規則（不公正取引の禁止）、金融商品取引法移管に伴うインサイダー規制（2027年度見込）

【コントロール】

統制 No (ID)	統制目標／統制内容	頻度／実施形態／種類	KC	職務分掌(SoD)・根拠規程	証憑
------------	-----------	------------	----	----------------	----

C-C1 CX-CTRL-049	【目標】自己勘定取引と顧客注文を口座・建玉・権限・情報の各面で分離し、損益付替え・フロントランニングを防止 (E・RO・PD) 自己勘定取引は、自己勘定管理システム上で顧客注文フローとは物理的・論理的に分離された専用口座・専用建玉で管理し、自己勘定トレーダーと顧客注文を執行する担当（取引執行課）の職務・システムアクセス権限・物理区画を分離する（情報遮断/チャイニーズウォール）。自己勘定の発注は顧客注文板情報を参照できない環境で行い、自己勘定取引課長が日次で自己勘定建玉・約定一覧と顧客約定一覧を突合し、自己勘定と顧客間の相対約定・付替え・同一時刻の先回り発注の有無をレビューして電子承認す	日次／IT 依存手動／確認・防止的	★	自己勘定トレーダーと顧客注文執行担当を職務・権限・物理区画で分離（チャイニーズウォール）。自己勘定の分離突合は取引執行課と独立した自己勘定取引課長が承認。 根拠：自己勘定取引管理規程 第3条・第4条（情報遮断）、最良執行方針、内部管理態勢規程	自己勘定・顧客約定突合表、アクセス権限分離一覧、情報遮断モニタリング記録、自己勘定取引課長承認記録（保管 10 年）
----------------------------	---	-------------------	---	---	---

	る。疑義があれば審査・コンプライアンス課へエスカレーションする。				
C-C2 CX-CTRL-050	【目標】自己勘定・顧客取引における相場操縦・不正取引・先回り取引を検知・調査し、不正・違反取引を発見（PD・E） 審査・コンプライアンス課は、最良執行モニタリングシステム/取引監視機能の不正取引検知ルール（仮装・馴合売買、見せ玉、急激な価格変動を伴う自己/顧客取引、職員関係口座の先回り）に基づき生成されるアラートを、毎営業日漏れなく消込（調査・正常/疑義の判定・記録）する。疑わしい取引はP208(取引モニタリング・疑わしい取引の届出)へ連携し、検知ルール・閾値は半期ごとに有効性を評価・更新する。未消込アラートは課長が	日次/IT 依存手動/確認・発見的		取引を執行するトレーディング部と、売買審査を行う審査・コンプライアンス課を組織的に分離。検知ルール変更は審査責任者承認。 根拠：売買審査規程 第4条、自主規制規則（不正取引の禁止）、金融商品取引法移管に伴うインサイダー規制（2027 年度見込）	不正取引アラート消込記録、売買審査調査票、検知ルール有効性評価記録、P208 連携記録（保管 10 年）

	滞留管理する。				
--	---------	--	--	--	--

約定照合・残高/収益連携・カットオフ（勘定科目：手数料収入、スプレッド収益、暗号資産売買損益、預り暗号資産、利用者暗号資産、利用者区分管理金銭／所管：財務経理部・取引会計課 兼 トレーディング部・取引管理課）

【業務の流れ】

3060. サブプロセス2から引き渡された確定約定について、日次の残高/収益連携バッチが起動する。

3061. 取引会計課担当が約定日・受渡日・締め時刻基準で会計日付・会計期間を確定し、日跨ぎ・期末跨ぎ分を正しい期間へ区分する（C4が維持）。 ◀ 統制 D-C4（S3061）

3062. 取引システムの確定約定明細を会計システムへ自動連携する。

3063. 件数・金額・ハッシュの三点照合と、残高更新・顧客受渡実績の突合を実施する（C1）。 ◀

統制 D-C1（S3063）

3064. 件数差・金額差・未受渡・取消反映漏れの有無を判定する。

3066. 会計システムが手数料収入・スプレッド収益・売買損益の計上仕訳と預り暗号資産・区分管理金銭の残高更新仕訳を生成する。

3067. 未約定/取消除外・期ずれ調整等の手修正・調整仕訳が必要か判定する。

3069. 承認済み収益・残高仕訳を会計システムの総勘定元帳へ転記する。

3070. 計上収益とBIで再集計した理論収益を分析的に比較し、閾値超過差異を調査する（C3）。 ◀

統制 D-C3（S3070）

3071. 照合・計上・転記・差異分析の完了をもって取引執行の日次残高/収益計上を確定し終了する。

【例外処理】

3065. 不一致は連携を保留し原因を特定・是正して再連携。完了まで日次決算を締めない（C1・例外フロー）。 ◀ 統制 D-C1（S3065）

3068. 起票担当の調整仕訳を課長が約定突合証拠付きで承認、決算跨ぎは財務経理部長が追加承認（C2・例外フロー）。 ◀ 統制 D-C2（S3068）

【規程・マニュアル】

- ・ 経理規程 第10条
- ・ 収益認識規程
- ・ SOP-ACC-021
- ・ 経理規程 第12条
- ・ 経理規程 第10条、収益認識規程（手数料
- ・ スプレッド=約定時）、システム運用手順書 SOP-ACC-021
- ・ 経理規程 第12条（仕訳承認）、収益認識規程、職務権限規程
- ・ 収益認識規程、経理規程 第10条

・ 経理規程 第 10 条、収益認識規程、期末決算手続規程（正本:F210）

【コントロール】

統制 No (ID)	統制目標／統制内容	頻度／実施形態／種類	KC	職務分掌(SoD)・根拠規程	証憑
D-C1 CX-CTRL-051	【目標】全約定が漏れなく重複なく正しい金額で残高・収益に連携され、受渡と帳簿が一致すること（C・E・V） 財務経理部・取引会計課は、毎営業日、取引システムの確定約定明細を会計システムへ自動連携し、約定件数・約定数量・約定金額・手数料・スプレッドの合計を、連携前後で件数・金額・ハッシュ照合する（三点照合）。あわせて約定から生成された残高更新（預り暗号資産・区分管理金銭）と顧客受渡実績を突合し、不一致（件数差・金額差・未受渡・取消反映漏れ）が検出された場合は連携を保留し、取引会計課担当が原因を特定・是正のうえ再連携す	日次／IT 依存手動／照合・防止的	★	約定データを生成するトレーディング部と、会計連携・照合・収益計上を行う財務経理部を分離。連携実行担当（取引会計課担当）と照合承認者（取引会計課長）を分離。 根拠：経理規程 第 10 条、収益認識規程（手数料/スプレッド=約定時）、システム運用手順書 SOP-ACC-021	約定→会計連携 三点照合レポート、受渡突合表、保留・再連携記録、取引会計課長承認記録（保管 10 年）

	る。是正・再連携完了まで日次決算（収益計上・残高確定）を締めない。照合結果は取引会計課長が承認する。				
D-C2 CX-CTRL-052	【目標】連携データの恣意的手修正・架空/前倒し収益計上を承認・証跡統制で防止し、収益の実在性・期間帰属を担保 (E・CO・PD) 会計連携後の収益計上仕訳（手数料収入・スプレッド収益・売買損益）および連携明細への手修正・調整仕訳は、起票担当が修正理由・対象約定・根拠を付して会計システムで起票し、取引会計課長（起票担当と別人）が承認した場合のみ計上される。未約定・取消約定の収益計上除外、期ずれ調整は約定明細との突合証跡を必須とし、決算をまたぐ調整は財務経理部長が追加承認する。全調整仕訳は操	都度／IT 依存手動／承認・防止的		調整仕訳の起票（取引会計課担当）・承認（取引会計課長）・決算跨ぎ追加承認（財務経理部長）を分離。起票者は自己承認不可。内部監査が事後検証。 根拠：経理規程第 12 条（仕訳承認）、収益認識規程、職務権限規程	調整仕訳承認記録、手修正前後値ログ、期ずれ調整の約定突合証跡、内部監査サンプル検証記録（保管 10 年）

	作者・前後値とともに監査ログに記録され、月次で内部監査がサンプル検証する。				
D-C3 CX-CTRL-053	【目標】計上収益と約定明細からの理論値の分析的比較により連携漏れ・金額誤りを発見 (E・C) トレーディング部・取引管理課は、毎日次および月末に、収益計上のBIレポートで集計した手数料・スプレッド・売買損益の計上額と、取引システムの約定明細から独立に再集計した理論収益額を分析的に比較し、銘柄別・約定方式別の差異率が許容閾値を超える場合は原因（連携漏れ・料率誤り・付替え）を調査する。差異が解消するまで月次収益を確定しない。	日次／IT 依存手動／分析・発見的		連携・計上を行う財務経理部と、独立に理論収益を再集計し分析する取引管理課を分離。 根拠：収益認識規程、経理規程第10条	収益差異分析レポート、理論収益再集計表、差異調査記録（保管10年）
D-C4 CX-CTRL-054	【目標】日跨ぎ・期末跨ぎの約定・受渡が正しい会計期間に	日次／IT 依存手動／確認・発見的		約定を生成するトレーディング部と会計日付を確定する取引会計課を分離。期末カットオフ詳	会計日付区分確認記録、日跨ぎ約定一覧、F210期末カットオフ手続（参照）（保管10年）

	計上されること (CO) 日次の締め時刻・期末をまたぐ約定・受渡のカットオフ統制は、約定日・受渡日・締め時刻基準で会計日付・会計期間を確定し、日跨ぎ・期末跨ぎ分を正しい期間へ区分するものである。本プロセスでは取引会計課担当が締め時刻基準で会計日付区分を確認し、期末カットオフの詳細手続（期末をまたぐ約定の期間帰属判定・未収/未払計上）は期末評価プロセス(F210)の正本統制に依拠する。			細は F210 正本に依拠。 根拠：経理規程第 10 条、収益認識規程、期末決算手続規程（正本:F210）	
--	---	--	--	---	--

改訂履歴

版	改訂日	改訂内容	承認者
1.0	2025-06-02	初版作成	内部統制統括責任者